

業務仕様書

I 業務概要

- 1 業務名 福島県及び栃木県内5施設点検業務
- 2 履行場所 下記4のとおり
- 3 履行期間 契約締結の翌日から令和8年1月30日
- 4 施設一覧

(1) 会津森林管理署 坂下森林事務所庁舎

- ・ 敷地面積 530.37 m²
- ・ 延床面積 274.60 m²
- ・ 構造 W-2
- ・ 用途 事務庁舎、公務員宿舎
- ・ 竣工 1989年12月

(2) 棚倉森林管理署 新町宿舎

- ・ 敷地面積 1,608.00 m²
- ・ 延床面積 689.14 m²
- ・ 構造 W-3
- ・ 用途 公務員宿舎
- ・ 竣工 2009年3月

(3) 磐城森林管理署 原町宿舎

- ・ 敷地面積 453.05 m²
- ・ 延床面積 295.71 m²
- ・ 構造 W-2
- ・ 用途 公務員宿舎
- ・ 竣工 2011年3月

(4) 塩那森林管理署庁舎

- ・ 敷地面積 3,867.21 m²
- ・ 延床面積 530.87 m²
- ・ 構造 W-2
- ・ 用途 事務庁舎
- ・ 竣工 2002年1月

(5) 日光森林管理署 庁舎

- ・ 敷地面積 4,108.27 m²
- ・ 延床面積 527.76 m²
- ・ 構造 W-2
- ・ 用途 事務庁舎
- ・ 竣工 2010年10月

5 一般事項

(1) 用語の定義

本業務仕様書において使用する用語の定義は、「建築保全業務共通仕様書」による。

(2) 契約図書の優先順位

本業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。

ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次のア・イの順番とする。
これにより難い場合は(6)「疑義に対する協議等」による。

ア 契約書

イ 本業務仕様書

(3) 受注者の負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き受注者が負担する。

その他費用負担が不明確なものについては、双方の協議の上決定する。

(4) 業務の実施

業務の実施に当たっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示に従い修復する。

また、これに係る費用は全て受注者の負担とする。

(5) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

(6) 疑義に対する協議等

ア 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議する。

イ アの協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者及び発注者の協議による。

ウ アの協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、記録を整備する。

(7) 本業務仕様書に定めのない事項

本業務仕様書に定めのない事項については、発注者と協議し、その指示に従うとともに、協議書を作成して提出する。

(8) 業務の再委託

点検業務における主要な部分(総合企画、進行管理、手法の決定及び技術的な判断)の一部又は全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は発注者の承諾を得なければならない。なお、業務を再委託する場合には、再委託の相手方を書面により発注者へ提出するとともに、その実施について適切な指導、管理を行わなければならない。

(9) 守秘義務

業務の実施過程において知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

6 業務内容

対象施設について、下記の点検業務を行う。

- (1) 官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条第 1 項に基づく「敷地及び構造」
- (2) 官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条第 2 項に基づく「昇降機以外の建築設備」

7 点検対象

「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」による以下の報告様式の項目とする。

- (1) 敷地及び構造 点検様式 1－1・1－2・1－3・1－4
- (2) 建築設備 点検様式 3－1・3－2－1～3－2－4・3－3

8 点検結果の報告

点検等の結果を記載した点検結果報告書を作成し報告する。

II 共通仕様

1 業務計画書

業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、発注者の承認を受ける。

2 貸与資料

業務の実施に先立ち、必要に応じ、図面等の関係資料を貸与する。なお、発注者が請求した場合、又は業務が終了した場合は速やかに返却すること。

3 点検実施者

- (1) 点検の実施に先立ち、次の事項について書面により発注者に通知する。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 経歴書
- ・ 点検に関する資格を証明するもの

- (2) 点検実施者は、当該点検業務に必要な以下のいずれかの資格を有する者とする。

ア 一級建築士(全ての点検業務が可)

イ 二級建築士(全ての点検業務が可)

- (3) 点検実施者は、常に身分証明書を携行し名札を着用すること。

4 業務条件

点検業務の実施時間は 9 時から 17 時(月曜日から金曜日(祝祭日を除く。))とする。

なお、実施日は発注者と協議する。

5 発注者等の立会い

点検の実施に際しては、発注者等が立会うことがある。

また、受注者から発注者等に立会いを求める場合は、あらかじめ申し出るものとする。

6 駐車場の利用

施設内の駐車場を利用できる。